- Inc.		lita de
新	旧	備考
中小企業輸出代金保険運用規程	中小企業輸出代金保険運用規程	
平成 17 年 4 月 1 日 05-制度-00031	平成 17 年 4 月 1 日 05-制度-00031	
沿革 (略)	沿革 (略)	
平成 24 年 9 月 24 日 一部改正		
第1章 定義(第1条-第8条)	第1章 定義(第1条-第8条)	
第2章 個別保証枠(第9条一第14条)	第2章 個別保証枠(第9条-第14条)	
第3章 保険料率算定(第15条)	第3章 保険料率算定(第15条)	
第4章 保険の申込(第16条一第18条)	第4章 保険の申込(第16条-第18条)	
第5章 保険料(第19条-第20条)	第5章 保険料(第19条-第20条)	
第6章 保険金の支払等(第21条)	第6章 保険金の支払等(第21条)	
│ │第1章 定義等	 第1章 定義等	
(定義)	(定義)	
第1条 本規程及び証券において使用される用語の定義は、貿易	第1条 本規程及び証券において使用される用語の定義は、貿易	
保険法(昭和25年法律第67号)及び中小企業輸出代金保険	保険法(昭和25年法律第67号)及び中小企業輸出代金保険	
約款(以下「約款」という。)によるもののほか、特に定義され	約款(以下「約款」という。)によるもののほか、特に定義され	
ている場合を除き次の各号とする。	ている場合を除き次の各号とする。	
一 「中小企業者」とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154	一 「中小企業者」とは、中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154	
号) 第2条第1項に定める以下に掲げる中小企業者をいう。	号) 第2条第1項に定める以下に掲げる中小企業者をいう。	
イ 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常	イ 資本の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時	
時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であっ	使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、	
て、製造業、建設業、運輸業その他の業種(次の口からハまで	製造業、建設業、運輸業その他の業種(次の口からハまでに掲	
に掲げる業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営む	げる業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの	
€ <i>0</i>	ロ 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時	
ロ 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常	使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸	
時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、	売業に属する事業を主たる事業として営むもの	
卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの	ハ 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常	
ハ 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに	時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、	
常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であっ	サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの	
て、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの	ニ 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常	

二 <u>資本金の額</u>又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに 常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であ って、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

二~十二 (略)

(適格被保険者等)

第2条 約款における適格被保険者及び輸出契約の相手方の取扱 いは、次の各号による。

- 一 適格被保険者は、本邦人又は本邦法人(本邦内に居住する 外国人及び本邦内に所在する外国法人の支店、支社その他の 営業拠点を含む。)のうち、保険契約の申込み時に中小企業者 (中小企業基本法(昭和38年7月20日法律第154号)第2 条第1項に定める中小企業者をいう。)又は<u>資本金の額</u>若しく は出資の総額が10億円未満の会社(中小企業者を除く。)で あった者であって、輸出契約の当事者であり、輸出契約の締 結に関与し、自己の危険負担において当該契約上の義務を履 行するものであって、被保険利益の実質的な帰属体となるも のとする。
- 二 輸出契約の相手方とは、輸出契約の締結の相手方又は当該契約に係る代金を支払うべき者とする。

第3条 ~ 第8条 (略)

第2章 ~ 第6章 (略)

附則

この改正は、平成24年10月1日から実施する。

時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

二~十二 (略)

(適格被保険者等)

第2条 約款における適格被保険者及び輸出契約の相手方の取扱 いは、次の各号による。

- 一 適格被保険者は、本邦人又は本邦法人(本邦内に居住する 外国人及び本邦内に所在する外国法人の支店、支社その他の 営業拠点を含む。)のうち、保険契約の申込み時に中小企業者 (中小企業基本法(昭和38年7月20日法律第154号)第2 条第1項に定める中小企業者をいう。)又は<u>資本の額</u>若しくは 出資の総額が10億円未満の会社(中小企業者を除く。)であ った者であって、輸出契約の当事者であり、輸出契約の締結 に関与し、自己の危険負担において当該契約上の義務を履行 するものであって、被保険利益の実質的な帰属体となるもの とする。
 - 二 輸出契約の相手方とは、輸出契約の締結の相手方又は当該 契約に係る代金を支払うべき者とする。

第3条 ~ 第8条 (略)

第2章 ~ 第6章 (略)